

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 公文書に関する事務のうち、源泉徴収票、報酬等の支払調書及び公用車の継続検査申請書に係るものについて、総合事務所内局長が限定的に専決できることとする。

(2) 会計業務の見直し及び業務の集中化に伴う事務処理権限について、次のように見直す。

ア 補助金及び会計に関する事務処理区分に、課長専決事項として、廃棄することが適当な物品の不用の決定及び処分を加える。

イ 庶務集中局の個別事務に係る専決事項を次のように改める。

改正後		改正前	
物品及び用品の調達		物品及び用品の調達	
予定価格2,000万円以上	局長専決	予定価格2,000万円以上	局長専決
予定価格100万円以上2,000万円未満	課長専決	予定価格2,000万円未満	課長専決
予定価格100万円未満	課長補佐等専決		
物品の支払		物品の支払	
予定価格1,000万円以上	課長専決	全て	課長専決
予定価格1,000万円未満	総括補佐専決		
用品の支払		用品の支払	
予定価格1,000万円以上	課長専決	全て	課長専決
予定価格100万円以上1,000万円未満	総括補佐専決		
予定価格100万円未満	課長補佐等専決		

(3) 組織及び人事管理に関する事務処理権限について、児童手当認定業務を庶務集中局集中業務課の個別専決事項とする。

(4) 各部局が実施する土木工事等の施工等に関する決裁権限の区分を次のように改める。

改正後		改正前	
工事の設計・施工・発注等		工事の設計・施工・発注等	
予定価格5億円以上	知事決裁	予定価格5億円以上	知事決裁
予定価格2億円以上5億円未満	部長専決	予定価格2億円以上5億円未満	部長専決
予定価格2億円未満	地方機関の長委任	予定価格1億円以上2億円未満	課長専決
		予定価格1億円未満	地方機関の長委任

(5) 組織改正による改正

青少年・文教課の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

(6) 法令等の制定改廃等に伴う改正

鳥取県景観形成条例の全部改正その他の法令、条例等の制定改廃等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(7) その他所要の規定の整備を行う。

(8) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年10月1日とする(6)の一部を除き、同年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。